

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年11月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2500354 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2500017 号

第1 結論

1 請求者のA社（現在は、B社）における平成17年12月9日の標準賞与額を52万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成17年12月9日の標準賞与額を54万円に訂正することが必要である。

なお、平成17年12月9日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月9日

A社から、請求期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

賞与支給明細書（写）を提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された賞与支給明細書（写）及び元事業主の陳述により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、52万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月9日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 上記1に係る賞与支給明細書（写）により、請求者は、請求期間に54万円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を54万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2500351 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2500011 号

第1 結論

昭和 62 年＊月及び同年＊月の請求期間、昭和 63 年 10 月の請求期間並びに平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することは認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年＊月及び同年＊月

② 昭和 63 年 10 月

③ 平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

請求期間①について、私は会社を退職した直後の昭和 62 年＊月頃に、A 市 B 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、請求期間①当時に、毎月、同区役所の窓口で納付書に現金を添えて、納付していた。

請求期間②について、私は国民年金の加入手続を行ったか覚えていないが、当該期間の国民年金保険料については、請求期間②当時に、A 市 B 区役所の窓口で納付書に現金を添えて、納付していた。

請求期間③について、私は平成 3 年 3 月に会社を退職後、時期は覚えていないが、A 市 B 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、請求期間③当時に、毎月、同区役所の窓口で納付書に現金を添えて、納付していた。

請求期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、会社を退職した直後の昭和 62 年＊月頃に、A 市 B 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者から提出された年金手帳（写）に記載されている国民年金手帳記号番号（＊）の前後の番号が付与された被保険者の資格記録等から、平成 5 年 2 月ないし同年 3 月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求期間①の国民年金保険料について、請求者は、請求期間①当時に、毎月、A 市 B

区役所の窓口で納付書に現金を添えて納付していた旨主張しているが、請求者は、上述の推認される加入手続時期まで国民年金に未加入であり、当該期間当時に請求期間①に係る保険料を納付することはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、国民年金の加入手続を行ったか覚えていないものの、当該期間の国民年金保険料については、請求期間②当時に、A市B区役所の窓口で納付書に現金を添えて納付していた旨主張しているが、請求者は、上述の推認される加入手続時期まで国民年金に未加入であり、当該期間当時に請求期間②に係る保険料を納付することはできない。
- 3 請求期間③について、請求者は、平成3年3月に会社を退職後、時期は覚えていないものの、A市B区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、請求期間③当時に、毎月、同区役所の窓口で納付書に現金を添えて納付していた旨主張しているが、請求者は、上述の推認される加入手続時期まで国民年金に未加入であり、当該期間当時に請求期間③に係る保険料を現年度納付することはできない上、当該加入手続時点において、当該期間の保険料を過年度納付することは可能であるものの、請求者が保険料を納付したとする同区役所の窓口においては、制度上、過年度分の保険料を納付することはできない。
- 4 請求期間①、②及び③について、請求者の主張のとおり、当該期間の国民年金保険料を現年度納付するには、請求者に上述の国民年金手帳記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者は、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳は発行されていない旨陳述している上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索による調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、A市B区及び行政区画変更後の現在の同市C区に照会を行ったところ、B区及びC区は、いずれも請求期間①、②及び③当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料を保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。